

## 尾張旭市デマンドタクシー業務委託 仕様書

### 1 業務名

尾張旭市デマンドタクシー業務委託（単価契約）

### 2 履行場所

尾張旭市全域

### 3 事業の目的

本市では、高齢者や子育て世代など多様な世代の外出を促進するとともに、快適に移動できる交通サービスを提供することで、現在よりも一歩進んだ質の高い暮らしの実現を目指し、令和6年3月に尾張旭市交通基本計画を改訂した。この尾張旭市交通基本計画では、「安全・安心・円滑な移動環境の創出」として、高齢者等の外出促進や健康増進に資するオンデマンド交通や新たなモビリティサービスに加え、MaaS等の新技術導入に向けた取組を推進することとしている。

そこで、本市におけるデマンド交通の有用性について検討するため、今回のデマンド交通実証実験では、高齢化率が比較的高く、また、坂道等の地形条件によって移動や公共交通の利用が困難と想定される地区を対象として、高齢者や障がい者をはじめとした移動に関して配慮を必要とする方にタクシー車両を活用した支援を行うものである。

### 4 業務内容

#### (1) タクシー車両及び運転士の確保

本業務の専用車でなく、既存のタクシー車両を活用する。

#### (2) 利用予約の受付

ア 利用登録者からの利用予約の受付を行う。

イ 利用登録者からの電話による受付体制を確保する。

ウ 予約開始日は、利用予定日の2週間前からとする（土日祝も可）。

エ 予約受付時間は、午前10時から午後4時までとする。

#### (3) タクシー車両の配車

予約に対し、タクシー車両を配車し、移動支援を行う。

#### (4) 利用料金の徴収

ア 1乗車ごとに300円を利用者から徴収する。なお、1乗車ごとの料金設定のため、複数人での利用の場合でも利用料金は300円とする。

イ 利用登録者が予約した時刻から10分を経過した後においても乗車場所に現れなかった場合、当該予約は取り消されたものとみなし、受託事業者は、当該利用登録者に対し、1乗車分の利用料金を請求することができる。

#### (5) 利用実績報告

本市より提供するエクセルファイル（利用実績報告書）に以下の情報を入力し、運転日報を添えて、1か月単位で市に報告する。なお、報告項目は、変更する場合がある。

ア 予約日

イ 運行日

- ウ 乗車時間
- エ 予約成否
- オ 不成立理由
- カ 登録番号
- キ 同乗者情報
- ク 合計利用者数
- ケ 乗車地
- コ 降車地
- サ 車両番号
- シ キャンセル有無
- ス キャンセル理由（利用登録者が事前に取消しをした場合）
- セ メーター料金
- ソ 利用者支払額
- タ 市への請求額

※ 予約過多による配車不可の場合については、予約日、運行日（希望日）、乗車時間（希望時間）、予約成否、不成立理由を記載する。

5 運行事業者

運行開始までに道路運送法第3条第1号ハの規定による国土交通大臣の許可を得ている者

6 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

7 業務実施期間（実証実験期間）

令和7年8月1日から令和7年10月31日まで（予定）

※ 上記期間中の土日祝日を含む。

※ 事業予算の執行状況により、上記業務実施期間内であっても事業を終了する可能性がある。

8 利用可能時間

午前10時から午後4時まで

9 対象地区及び移動可能範囲

別紙のとおり

10 利用対象者

9の対象地区内に住民登録のある、以下に掲げる要件に該当し、かつ、事前に利用登録をした方（ただし、利用登録者自身又は付添い人の介助によりタクシー車両への乗降ができる者に限る。）。なお、利用登録者名簿は市より提供する（逐次更新あり）。

- (1) 75歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者
- (3) 運転免許証返納者
- (4) 要介護者、要支援者、事業対象者
- (5) 妊婦

- (6) 未就学児（未就学児のみでの利用は不可、利用登録をした保護者の付添いが必要。）

#### 11 乗降場所

利用者の自宅前と移動可能範囲内に存在する以下の場所とする。なお、乗降場所一覧表を市より提供（逐次更新あり）する。

- (1) 鉄道駅
- (2) バス停留所
- (3) 本市公共施設・公園
- (4) 診療所
- (5) 薬局（ドラッグストアを含む。）
- (6) 保育園、保育所
- (7) 金融機関
- (8) 食品スーパー、コンビニエンスストア
- (9) 墓園
- (10) 理美容室
- (11) 喫茶店

#### 12 委託料の支払い

- (1) 委託料は、事業完了後一括払いとし、以下の項目の単価金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該分の利用回数に乗じた額とする。

ア 迎車料金

イ 時間指定料金

ウ 初乗運賃（ただし、利用者負担額（300円／回）を差し引いた後の額。）

エ 距離制及び時間距離併用制加算運賃

※ 単価金額は、名古屋交通圏における単価の範囲内とする。

- (2) 受託事業者は、事業完了に伴う検査に合格した後、支払請求書によって委託料の支払を市に請求するものとする。
- (3) 受託事業者は、タクシー車両の配車後に予約を取り消した利用登録者に対し利用料金の支払を請求した場合は、市に対し、当該タクシー車両の配車に要した料金に相当する額を請求することができる。
- (4) (1)に掲げる料金の改定等に伴い単価契約額を見直す必要が生じた場合は、受託事業者と市の協議の上、契約内容を変更することができる。

#### 13 予定数量（見込利用回数）

予定数量（見込利用回数）は、対象地区合計で最大1,100回と見込む。  
なお、予定数量は概算の数量であり、実際の数量とは異なる。

#### 14 その他

- (1) 受託事業者は、本業務上、知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受注者で協議の上、決定する。